

(メール送付)
事務連絡
令和2年4月23日

各障害福祉サービス事業所・施設
各障害児支援事業所・施設 } 設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長

緊急事態宣言等を踏まえた障害福祉サービス等の対応について

平素から、障がい保健福祉施策に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大され、さらに本日、知事から同法第24条第9項に基づく休業要請を行う方針が示されたところですが、県内の障害福祉サービス等事業所におかれましては、以下の点にご留意の上、ご対応くださるようお願いいたします。

記

1 サービスの提供について

今般の県の休業要請において、障害福祉サービス等事業所は対象外でありますので、従来の基本的な取組みが変わるものではありません。障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、これまでの通知に基づき感染拡大防止の徹底に努めた上で、利用者に対して必要なサービスを提供してください。

2 入所施設、居住系サービス又は訪問系サービスについて

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等を踏まえ、感染拡大防止の取組みを行い、事業継続に努めるようお願いいたします。

3 通所又は短期入所サービス等について

利用者の状況や家族の状況を踏まえ、サービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対するサービスの提供を継続していただくようお願いいたします。

なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があります。

ただし、休業する場合においても、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うとともに、市町や相談支援事業所等と連携の上、休業する事業所が適切な代替サービスを検討・確保されますようお願いいたします。

(参考)

- 令和2年4月15日付愛媛県事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応の徹底について(第6報)」
- 令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係
TEL : 089-912-2424
FAX : 089-931-8187